

保護者の皆様へ

稲沢市子ども健康部保育課

幼児教育・保育の無償化制度のご案内（一時保育）

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化に伴い、一時保育の利用料（食材料費は除く）も無償化の対象となっています。無償化の対象となるには、一時保育の利用申込みとは別に、**施設等利用給付認定**を受ける必要があります。無償化の対象に該当する方は、「施設等利用給付認定申請書」を保育課へ提出してください。

無償化の対象者

- ① 3歳から5歳までの子ども（年少以上）で「保育の必要性の認定」を受けた子ども
- ② 0歳から2歳までの子どものうち住民税非課税世帯で「保育の必要性の認定」を受けた子ども
※ 年齢は4月1日現在の年齢によります。
※ 平日8時間以上かつ年間200日以上開園している幼稚園を利用している場合、一時保育は無償化の対象になりません。（稲沢市内の幼稚園では、第一幼稚園と第二幼稚園のみ無償化の対象園です。）

施設等利用給付認定とは

子どもの年齢	所得制限	保育の必要性	認定区分
3歳から5歳（年少以上）	制限なし	必要性あり	新2号認定
0歳から2歳	住民税非課税世帯のみ	必要性あり	新3号認定

保育の必要性の認定とは

新2号または新3号認定を受けるためには、父・母ともに次の「保育を必要とする理由」のいずれかに該当している必要があります。

保育を必要とする理由	内容
(ア) 就労	月に実働60時間以上の就労をしている場合 農業は、実績を確認するため出荷伝票等の添付が必要です。
(イ) 妊娠・出産、疾病等	出産の前後（※）、病気、負傷、心身に障がいがある場合
(ウ) 介護等	子どもと同居・別居もしくは長期間入院中の親族の介護や看護にあたっている場合
(エ) 災害復旧	震災、火災その他これらに類する災害により、当該世帯の居住の用に供する住宅が損壊又は損失し、その復旧に当たっている場合
(オ) 求職活動	求職活動もしくは起業の準備を <u>継続的</u> に行っている場合 （ただし、求職開始日から90日目の属する月末までの認定となります。）
(カ) 就学	月に60時間以上、学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合（通信教育は要相談）※趣味の講座やカルチャースクール等は対象外
(キ) その他	児童福祉の観点から、特に保育の必要性が高いことが認められる場合

※ 妊娠・出産の場合は、原則として産前産後8週間ずつ（多胎妊娠の産前期間にあっては14週間）をいい、認定の期間は、最長で産前8週間の始まる日から産後8週間の属する月末までとします。

（裏面もご確認ください。）

無償化の対象費用

年齢区分	利用時間	利用料（日額）	うち食材料費	無償化の対象費用
3歳以上児	8:00～16:00	1,000円	260円	740円
	上記以外	1,200円	260円	940円
1・2歳児	8:00～16:00	2,000円	0円（無料化）	2,000円
	上記以外	2,200円	0円（無料化）	2,200円
0歳児	8:00～16:00	2,500円	0円（無料化）	2,500円
	上記以外	2,700円	0円（無料化）	2,700円
休日保育	8:00～16:00	3,400円	0円（食事提供無）	3,400円

※ 信竜保育園の利用時間は8:30～16:30です。

※ 無償化には月額上限があるため、無償化の対象費用全額が無償とならない場合があります。

※ 一時保育の利用料はこれまでどおり、一旦利用施設にお支払いください。

4-6月分、7-9月分、10-12月分、1-3月分をまとめて還付します。

還付の際に領収書の添付が必要ですので、領収書は大切に保管しておいてください。

※令和2年度より食材料費が240円から260円に変更になり無償化の対象費用が変更になります。

無償化の月額上限

① 3歳から5歳までの子ども（年少以上）で「保育の必要性の認定」を受けた子ども（新2号）

月額上限 37,000円（ただし、幼稚園を利用している場合は、月額上限 11,300円）

② 0歳から2歳までの子どものうち住民税非課税世帯で「保育の必要性の認定」を受けた子ども（新3号）

月額上限 42,000円（ただし、幼稚園を利用している場合は、月額上限 16,300円）

※ 幼稚園を利用している場合は、幼稚園での預かり保育・認可外保育施設・病児保育・ファミリーサポートセンター事業の利用料を合算したうえでの月額上限です。

無償化の基本的な流れ

（無償化の対象となるには、通常の一時保育の利用申込みに加えて下記の手続きが必要です）

① 施設等利用給付認定申請書を提出 【保護者→市】

↓ ※ 申請書提出前に利用した一時保育は、無償化の対象となりません。

② 保育課において認定の要否を決定・通知 【市→保護者】

↓

③ 一時保育の利用、一時保育の利用料の支払い・領収書の受領

↓

④ <<3か月ごと>> 領収書をまとめて、還付のための請求書を提出 【保護者→市】

提出書類：施設等利用費請求書、領収書、特定子ども・子育て支援提供証明書

※ 特定子ども・子育て支援提供証明書は利用施設が作成しますので、利用施設に発行を依頼してください。

※ 幼稚園に在園している場合は、幼稚園経由で提出してください。

問合せ先 稲沢市役所 保育課
TEL 0587-32-1297（ダイヤルイン）